

感染症研究拠点の形成に関する検討委員会の開催について

平成28年3月31日
国際的に脅威となる
感染症対策の強化
のための国際連携等
関係府省連絡会議
議長決定
平成29年10月16日
一部改正
平成31年1月18日
一部改正
令和5年4月7日
一部改正
令和6年3月8日
一部改正
令和7年6月30日
一部改正

- 1 国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議の開催について（平成27年9月11日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）第4項の規定に基づき、政府一体となって我が国における感染症研究機能の強化を推進する観点から、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に関する支援に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図るため、感染症研究拠点の形成に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。
- 2 検討委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 検討委員会は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者をオブザーバーとして招請することができる。
- 4 検討委員会の庶務は、文部科学省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁において処理する。
- 5 その他検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。

感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

主 査 内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁）
構 成 員 内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）
文部科学省大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所副所長
長崎大学高度感染症研究センター センター長
長崎大学高度感染症研究センター 副センター長（研究・BSL-4施設担当）
長崎県副知事
長崎市副市長